

季節別時間帯別電灯Ⅰ

(エ ル フ ナ イ ト 10)

低 圧 特 別 約 款
(料 金 表)

平成 30 年 4 月 1 日 実施

I 本 則

1 目 的

この低圧特別約款（料金表）の季節別時間帯別電灯Ⅰ（以下「この料金表」といいます。）は、季節別時間帯別に設定された料金等によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、季節別時間帯別電灯Ⅰといたします。

3 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、この料金表実施の際現に低圧選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅰまたは変更前の低圧特別約款（料金表）の季節別時間帯別電灯Ⅰの適用を受けている場合に適用いたします。

- (1) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1 需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (3) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用し、かつ、その総容量（入力）が1 キロボルトアンペア以上であること。
- (4) 6（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認め

たときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 契約容量

(1) 契約容量は、原則として低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(2)に準じて定めます。

(2) 夜間蓄熱式機器のうち別表1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合の契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち別表1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として要綱5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(2)によってえた値

ロ 契約負荷設備のうち別表1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

6 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,024円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	302円40銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたしま

す。

なお、昼間時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

イ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	24円60銭	22円47銭

ロ 夜間時間

1 キロワット時につき	10円90銭
-------------	--------

8 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、要綱18（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、次によります。

イ 30分単位で計量しない場合は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。

なお、昼間時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、それぞれの季節区分ごとに合算いたします。

ロ 30分単位で計量する場合は、各時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情が

あるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。この場合、当社は、その旨をお客さまにお知らせいたします。

なお、昼間時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、それぞれの季節区分ごとに合計いたします。

(2) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 技術上、経済上やむをえない場合は、当分の間、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、原則として、毎日午後11時から翌日の午前7時以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時までの時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ イおよびロの場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

ニ イおよびロの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

ホ イおよびロの場合の電気の供給をしゃ断する装置は、要綱47（計量器

等の取付け) に準じて取り扱うものといたします。

9 エルフVプラン (200ボルト電化契約)

需要場所における給湯設備、厨房設備および冷暖房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要で、原則として、この料金表実施の際現にエルフVプラン (200ボルト電化契約) の適用を受けている場合の料金は、7 (料金) (1) および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(1)によって算定されたエルフVプラン割引額を差し引いたものに要綱別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。この場合、需要場所における給湯設備、厨房設備および冷暖房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要とは、原則として、いずれの小型機器も定格電圧が200ボルトで使用され、かつ、その定格電圧200ボルトで使用する小型機器の総容量 (入力) が10キロボルトアンペア以上の需要 (以下「200ボルト電化需要」といいます。) をいいます。

なお、10 (エルフVあったかプラン [200ボルト電化契約]) または11 (エルフSプラン [電化給湯厨房契約]) への変更はできません。

(1) エルフVプラン割引額

エルフVプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるエルフVプラン割引上限額を上回る場合のエルフVプラン割引額は、(2)に定めるエルフVプラン割引上限額といたします。

$$\begin{aligned} \text{エルフVプラン割引額} &= \text{昼間割引対象額} \times 10\text{パーセント} \\ &\quad + \text{夜間割引対象額} \times 15\text{パーセント} \end{aligned}$$

なお、この場合、昼間割引対象額は、昼間時間の使用電力量に7 (料金) (2)イの該当料金を適用して算定された金額といたします。また、夜間割引対象額は、夜間時間の使用電力量に7 (料金) (2)ロの該当料金を適用して算定された金額といたします。

(2) エルフVプラン割引上限額

1 契 約 に つ き	4,860円00銭
-------------	-----------

10 エルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）

200ボルト電化需要で、原則として、この料金表実施の際現にエルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）の適用を受けている場合の毎年11月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの料金は、7（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(1)によって算定されたエルフVあったかプラン割引額を差し引いたものに要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、毎年4月の検針日から11月の検針日の前日までの料金は、7（料金）によって算定された料金の場合の金額といたします。

なお、9（エルフVプラン〔200ボルト電化契約〕）または11（エルフSプラン〔電化給湯厨房契約〕）への変更はできません。

(1) エルフVあったかプラン割引額

エルフVあったかプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるエルフVあったかプラン割引上限額を上回る場合のエルフVあったかプラン割引額は、(2)に定めるエルフVあったかプラン割引上限額といたします。

$$\begin{aligned} \text{エルフVあったかプラン割引額} = & \text{昼間割引対象額} \times 20\text{パーセント} \\ & + \text{夜間割引対象額} \times 30\text{パーセント} \end{aligned}$$

なお、この場合、昼間割引対象額は、昼間時間の使用電力量に7（料金）(2)イの該当料金を適用して算定された金額といたします。また、夜間割引対象額は、夜間時間の使用電力量に7（料金）(2)ロの該当料金を適用して算定された金額といたします。

(2) エルフVあったかプラン割引上限額

1 契 約 に つ き	11,664円00銭
-------------	------------

11 エルフSプラン（電化給湯厨房契約）

需要場所における給湯設備および厨房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要で、原則として、この料金表実施の際現にエルフSプラン（電化給湯厨房契約）の適用を受けている場合の料金は、7（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(1)によって算定されたエルフSプラン割引額を差し引いたものに要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。この場合、給湯設備および厨房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要とは、いずれの小型機器も定格電圧が200ボルトで使用される需要（以下「電化給湯厨房需要」といいます。）をいいます。

なお、9（エルフVプラン〔200ボルト電化契約〕）または10（エルフVあったかプラン〔200ボルト電化契約〕）への変更はできません。

(1) エルフSプラン割引額

エルフSプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるエルフSプラン割引上限額を上回る場合のエルフSプラン割引額は、(2)に定めるエルフSプラン割引上限額といたします。

$$\text{エルフSプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 5 \text{ パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額は、7（料金）(2)によって算定された金額といたします。

(2) エルフSプラン割引上限額

1 契 約 に つ き	1,620円00銭
-------------	-----------

12 その他

- (1) 当社は、要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算は、別表2（エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) その他の事項については、要綱によるものといたします。
- (3) この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 契約容量

- (1) お客さまが希望され、かつ、当社の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約主開閉器の設定は不要とし、この場合の契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ \text{(キロボルト)} \\ \text{アンペア)} \end{array} = \text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100 \text{ (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、要綱 5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(1)ロにおける電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ \text{(キロボルト)} \\ \text{アンペア)} \end{array} = \text{制限される電流 (アンペア)} \times 100 \text{ (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 別表 1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまが希望され、かつ、別表 1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器以外の機器について、当社の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは、本則 5（契約容量）(2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

2 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、別表 1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

- (2) 別表 1（夜間蓄熱式機器）(1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- なお、夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えされた場合は、夜間蓄熱式機器の設置を証明する書類等を提示していただきます。
- (4) 当社は、別表 1（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、その機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 使用電力量の計量

要綱19（料金の算定）(1)ロに準じて日割計算をする場合は、計量値を確認するときを除き、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、計量値を確認するときを除き、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。

4 エルフVプラン（200ボルト電化契約）およびエルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）にかかわる取扱い

(1) 200ボルト電化需要

イ 専用の屋内電路に直接接続され、かつ、建物の構造耐力上主要な部分と一体性を有していると認められる定格電圧100ボルトの小型機器については、定格電圧200ボルトの小型機器とみなします。

ロ 当社は、200ボルト電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

ハ 給湯設備、厨房設備および冷暖房設備の定格電圧200ボルトで使用され

る小型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(2) エルフVプラン割引額およびエルフVあったかプラン割引額

イ お客さまが当社に通知をされないで200ボルト電化需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、要綱31（違約金）に準じて算定するものといいたします。

ロ エルフVプラン割引額およびエルフVあったかプラン割引額は、お客さまの申し出にもとづいて当社が200ボルト電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 要綱19（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算を行なうときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

5 エルフSプラン（電化給湯厨房契約）にかかわる取扱い

(1) 電化給湯厨房需要

イ 当社は、電化給湯厨房需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

ロ 給湯設備および厨房設備の定格電圧200ボルトで使用される小型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(2) エルフSプラン割引額

イ お客さまが当社に通知をされないで電化給湯厨房需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、要綱31（違約金）に準じて算定するものといいたします。

ロ エルフSプラン割引額は、お客さまの申し出にもとづいて当社が電化給湯厨房需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 要綱19（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算を行なうときは、料

金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

6 そ の 他

- (1) 本則5（契約容量）(2)の適用を受ける場合、要綱Ⅶ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして取り扱うものといたします。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表2（エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

附 則

1 この料金表の実施期日

この料金表は、平成30年4月1日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅰ，低圧選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅰ，変更前の低圧特別約款（料金表）の季節別時間帯別電灯Ⅰまたはこの料金表の適用を受け需給契約が消滅した需要場所（当社が供給設備〔引込線，計量器等〕をすべて撤去した場合および他の契約種別等に変更した場合を除きます。）においてお客さまがこの料金表の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合は、本則3（適用範囲）にかかわらず、当分の間、この料金表を適用いたします。

- (1) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1 需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (3) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器を使用し、かつ、その総容量（入力）が1 キロボルトアンペア以上であること。
- (4) 本則6（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあり

ます。

3 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、要綱19（料金の算定）および20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額は、別表2（エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれかに該当する機器をいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用されるもの。
- (2) (1)に準ずる通電機能を有し、夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって、給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。

2 エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算の基本算式

- (1) エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額を日割りする場合

$$\text{エルフVプラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{エルフVあったかプラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{エルフSプラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (2) 要綱19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$